# 新たな経済的支援の検討に当たっての基本的な考え方について

(施策No 4 「犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備」関連)

### 1 検討の対象範囲及び優先事項

(1) 新たな経済的支援のうち、見舞金等(見舞金及び貸付金)については、犯罪被害者等基本法第13条に規定する国の基本的施策(給付金の支給に係る制度の充実等)において、警察庁から地方公共団体に対し、見舞金等の支給制度や貸付制度の導入について要請が行われており、全国の地方公共団体でも導入が進んでいることから、沖縄県の実情も踏まえつつ、見舞金等を優先事項として導入検討を行う。

### 【第2回審議会における委員からの主なご意見】

- ・見舞金制度と貸付金制度のどちらかであれば、見舞金制度でやっていただきたい。(一度もらったものを返すことは非常に大変である。)
- (2) 見舞金等以外では、裁判支援における「再提訴費用」及び「弁護士費用」、居住支援における「転居費用」について、国の動向を注視するとともに、他都道府県の先行事例を参考に必要性を検討する。

#### 【第2回審議会における委員からの主なご意見】

## 裁判支援(弁護士費用)

- ・マスコミ対応等の二次的被害のための弁護士費用は必要である。 (既存制度に該当しない罪種や、耳目を引く事件等。)
- ・二次的被害防止・軽減に関する取組として、弁護士費用等の予算組みも検討して ほしい。
  - (SNSによる誹謗中傷に傷つけられ、悩んでいる被害者等は多いが、具体的な相談体制がないため泣き寝入りするしかない現状がある。)
- ・子どもが親族から被害に遭っている場合にサポートできるような弁護士費用があるとよい。

(児童虐待の件数が増加している。)

# 裁判支援(旅費)

・裁判支援の中で、交通費や宿泊費を盛り込んでほしい。

(本県特有の事情である。離島本島間の地裁の旅費、県外への高裁・最高裁の旅費がかかる。国の制度(被害者参加旅費等支給制度)が対象外の場合がある。意見陳情等必要に応じて支払われる部分はあるが、それ以外の裁判傍聴等で被害者自身が自己負担する金額があまりにも大きすぎる。)

# 通訳支援

・市町村や他機関において、被害者が相談する際の通訳費用が必要である。他相談 機関からの通訳派遣要請にも対応できることが望ましい。

(本県特有の事情である。警察が関わっている場合は制度が利用できるが、そうでない被害者もいる。)

・法廷通訳をしている方達の名簿を県が保有し、連絡をとる方法も可能ではないか。

# 居住支援

・一時的避難等で公営住宅に目的外使用で入居する場合の設備経費等の支援が必要 ではないか。

(電気や空調設備等の基本的な設備は入居者が設置することになっている。)

(3) 他の支援(立替支援金、生活支援、教育支援、就労支援等)については、都道府県での事例がなく、市町村で実施されていることから、住民サービスの身近な存在であり、各種保健医療・福祉制度の主体である市町村との役割や、既存制度での対応も含めて、調査研究していく。

### 【第2回審議会における委員からの主なご意見】

・県において生活支援自体はできなくとも、その部分について市町村への補助があるとよいのではないか。

(他県においては生活支援は市町村が実施しているとのことだが、県内市町村においては、現時点で、被害者支援が脆弱である。)

### 2 支援内容等の検討

### (1) モデルケースの設定

個別の支援項目ごとのモデルケースと、全体のモデルケースとなる都道府県を設定する。

支	援項目			モデルケ	·	
見	舞	金	三重県	平成31年4月1日導入	※全国初で他県の先行事例	
貸	付	金	和歌山県	平成31年4月1日導入	※支援内容が充実	
再携	是訴費	用	大阪府	平成31年4月1日導入	※支援内容が充実	
弁護	<b>姜士費</b>	用	広島県	令和4年4月1日導入	※全国初で二次被害対応	
転	居 費	用	東京都	令和2年4月1日導入	※全国初で他県の先行事例	
全		体	高知県	令和3年4月1日導入	※全体的に支援内容が充実	

### 【第2回審議会における委員からの主なご意見】

・三重県等先行県の取組を最大限考慮してほしい。

(本県は、ひとり親家庭が多く、低所得であることが既に社会問題となっており、 被害者の置かれている立場を考えると、支援の充実を図ることは重要である。)

#### (2) 要件

全国の標準的な要件(金額、対象犯罪、対象者、支給制限等)と、モデルケースの都道 府県の要件を比較しながら、必要性(不要な箇所を削除、必要な箇所を追加)を精査し、 制度の基本設計を検討する。

※対象者の住所要件の考え方については、5ページ参照。

#### 【第2回審議会における委員からの主なご意見】

### 対象者(住所要件:県外)

- ・犯罪地が沖縄であれば、住所が県外にある者(観光客、一時帰省等)も見舞金の 支給対象としたほうがよいのではないか。
- ・住所が県外にある者が、県外で被害に重傷病となった場合、事件後に住所を県内 へ移した本人は、重傷病見舞金の支給対象となるか。
- ・親子間で県の居住地が異なる場合、住所が県外にある者は支給対象とならない、ということになってはいけない。

・住所が県外にある者が、県外で被害に遭い亡くなった場合、住所が県内にある遺族は、遺族見舞金の支給対象となるか。

## 対象者(住所要件:米軍基地内)

・米軍基地内に住んでいる者が、基地外で被害に遭った場合、見舞金の支給対象となるか。

## 対象者(同性パートナー等)

・同性パートナーを支給対象とすることの検討や、三重県が示しているような見舞 金給付(遺族の範囲及び順位、給付申請)について検討してもらいたい。

# 支給制限

・親族間の犯罪の場合にも、見舞金の支給対象としてほしい。

## 重傷病見舞金の対象者

- ・重傷病見舞金の対象者となる重傷病者に、精神疾患も含めてほしい。 (精神療養見舞金でもよいが、入院等で高額費用がかかるため、金額が5万円程度ではとても足りない。支給期間等の問題もある。)
- ・被害に遭った本人だけでなく、精神的ダメージを受けたその家族も支給対象となるか。
- ・対象犯罪は、限定されるのか。

#### 3 支援方法

犯罪被害からの回復に必要な資金を犯罪被害者等へ給付する方法として、直接給付と市町 村補助がある。直接給付による窓口での対応や、補助による市町村との連携協力体制のあり 方も含め、被害者の視点に立った最適な方法を検討していく。 【補足資料:見舞金制度の支給対象関連】

# 犯罪行為時における住所要件等の取り扱いについて

# 1 見舞金制度を導入している先進県の例

目無人	の終せせ会画	犯罪行為の発生場所(被害者)		
兄舜立	の給付対象要	県内	県外	
	県内	被害者	ケースA	ケース B
			$\circ$	$\bigcirc$
犯罪行為時		遺族		0
における <u>申</u> 請者の住所	県外 ・観光客 ・ビジネス ・一時帰省	被害者	ケースC	ケースD
the garage and the same and the		DEMONSTRATE DE	×	×
		遺族		E 2A 92

(注)第2回審議会において委員から要望のあったケース C については、先進県の例では、見舞金制度の給付対象として認められていない。ケース C の場合、住所を有する県外自治体の見舞金制度の対象(ケース B に該当)となる。

## 2 米軍基地外犯罪の取り扱い

米軍人、軍属及びその家族は、日米地位協定第9条の規定により、外国人の登録及び 管理に関する日本国の法令の適用除外となっている。

したがって、犯罪行為時において、県内に住所を有する者として、見舞金制度の給付対 象者として取り扱うことは厳しい。

※米軍基地が存在する先進県においても、見舞金制度の対象外